

堺市立晴美台中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本認識

本校では「自分」と「人」を大切にする豊かな人権意識を持った生徒の育成を旨としている。

そして「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、きめ細かい生徒観察をし、いじめ事象があった場合は速やかに対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2 未然防止に向けて

「自分」と「人」を大切にする人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちによる主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 子ども理解、発達課題等の障害などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。
- (9) 保健の授業や教育相談等を通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスを発散させることを学習しておく。

3 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 子どもがいじめを疑う。(きめ細かい生徒観察等)
- (2) 子どもの声に耳を傾ける。(アンケート調査、教育相談等)
- (3) 子どもの行動を注視する。(きめ細かい生徒観察、ネットいじめ防止プログラム等)
- (4) 保護者と情報を共有する。(電話・家庭訪問、PTAの会議等)
- (5) 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

4 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、速やかに学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) 謝罪後も、いじめが解消しているか、継続的に本人・保護者と連絡を行い確認する。
- (7) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

5 いじめアンケート調査の実施

5月、10月、1月の計3回、いじめアンケート調査を実施する。

また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、いじめアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

6 「校内いじめ対策委員会」の設置及び「校内研修の実施」

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラーを構成員とし、「校内いじめ対策委員会」を設置する。

本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は「校内いじめ対策委員会」に直ちに情報を共有する。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。

また、いじめ問題への対応として、校内研修を実施する。

※重大事態への対処について

- ・委員会メンバーが中心となって個別に事実確認を行う。
- ・生徒指導主事が情報を整理しまとめる。
- ・学校長が教育委員会に報告する。
- ・保護者への連絡は家庭訪問で行う。
- ・教育委員会とも連携し対応策を協議する。
- ・生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」と申し立てがあったときは、速やかに報告・調査にあたる。

文部科学省「重大事態対応フロー図」参照

7 ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話の SNS を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、中学校1年生を対象にネットいじめ防止プログラムを開催し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに南堺警察署に通報し、適切に援助を求める。

8 いじめ防止対策における留意事項

- (1) けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- (2) いじめを知らせてきた児童生徒の安全は十分に確保すること。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- (4) いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えること。
- (5) 特に配慮が必要な生徒については日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・発達障害を含む、障害のある生徒
 - ・海外から帰国した生徒，外国人，国際結婚の保護者をもつ生徒
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
 - ・東日本大震災の被災生徒又は原子力発電所事故により難している生徒

(傍観者への対応)

- (6) いじめで、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。

(観衆への対応)

- (7) 学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果をふまえ、改善に取り組むこと。
- (8) 教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意すること。

いじめ防止に関する年間指導計画（案）

月	学校行事等	いじめ防止に関する取組 と点検・評価	教科との 関連	担当者等	連携する 関係諸機関 外部専門家
4	始業式 各種検診 身体測定 授業参観 PTA総会	学級開き「楽しいクラスづくり」 校内いじめ対策委員会（毎月開催）	特別活動	各担任 生徒指導主事	SC
5	部活総会 家庭訪問 中間テスト 体力テスト	いじめアンケート①		各担任	
6	校外学習 修学旅行 中学校区健全育成協議会 期末テスト	教育相談①		各担任	SC
7	三者懇談会 小中三校合同研修	三者懇談会での聞き取り点検 情報交換		各担任 小中推進・研修	
8	夏季休業	生徒会のつどい		生徒会担当	校長会 市教委
9	堺市総体 体育大会	教育相談②		各担任	SC
10	中間テスト 授業参観 PTA講演会	いじめアンケート② デートDV防止授業	道徳	各担任 担当学年	PTA
11	文化活動発表会 期末テスト	生徒による発表 ネットいじめ防止プログラム	総合的な学 習の時間	生徒会担当 生徒指導主事	市教委
12	三者懇談会	いじめ防止授業 学校教育アンケート 三者懇談会での聞き取り点検	道徳	各学年 管理職 担任	
1	百人一首大会 スキー宿泊訓練	いじめアンケート③ 教育相談③		各担任 各担任	SC
2	学年末テスト	いじめ防止に関する研修会		研修主任	SC
3	卒業式 修了式	学校評価		学校評価委員	